

○国土交通省令第三号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）及び海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百三十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第五項、関係法律並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）第十三条第一項第一号及び同項第二号ロ(1)の規定に基づき、並びに海上運送法等の一部を改正する法律及び関係法律を実施するため、海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に

掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(安全管理規程の内容) 第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。 一（略） 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項 イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項 ロ（略） ハ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項 ニ・ホ（略） 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項 イ 事故、災害等の発生に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項 ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項 （1） 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項 （2） 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項 （3） 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
改正前	(安全管理規程の内容) 第七条の二 一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。 一（略） 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項 イ 組織体制に関する事項 ロ（略） ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項 ニ・ホ（略） 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項 イ 情報の伝達及び共有に関する事項 ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項 （1） 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項 （2） 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項 （3） 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4) (6) (略)	(7) 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項
(8) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項	(9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
(10) (略)	ハ ホ (略)
ヘ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項	ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項(輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。)
チ (略)	四・五 (略)
(運航管理者の要件)	第七条の二の三 一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。 一次のいずれかに該当すること。
イ・ロ (略)	ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用する一般旅客定期航路事業者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。
二 (略)	二・三 (略)

(4) (6) (略)	(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
(新設)	(新設)
(8) (略)	ハ ホ (略)
ヘ 教育及び研修に関する事項	ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
チ (略)	四・五 (略)
(運航管理者の要件)	第七条の二の三 一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。 一次のいずれかに該当すること。
イ・ロ (略)	ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して一般旅客定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。
二 (略)	二・三 (略)

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第七条の四 法第十条の第三五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(対外旅客定期航路事業を営む者を除く。)は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 四 (略)

2 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 二 (略)

(旅客名簿の作成等)

第十二条 旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名

二 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分

三 性別

四 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

イ ロ及びハに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名

ロ 外航船舶の旅客(ハに掲げる旅客を除く。) 住所若しくは住民票に記載されている市区町村名又は国籍及び旅券番号

ハ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号

五 乗船の日時及び港並びに下船の港

六 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

2 旅客名簿は、その航海が終了した日から一年間保存しなければならない。

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第七条の四 法第十条の第三五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者(対外旅客定期航路事業を営む者を除く。)は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 四 (略)

2 前項の安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 二 (略)

第十二条 削除

(法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合)

第十二条の二 法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該船舶が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項に規定する平水区域をいう。第二十三条の二及び第二十三条の四の五において同じ。）のみを航行するとき。

二 当該船舶が平水区域を超えて沿海区域（船舶安全法施行規則第一条第七項に規定する沿海区域をいう。第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号において同じ。）のみを航行するとき（対外旅客定期航路事業の場合を除く。）。

三 当該船舶が離島航路（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行するとき。

(事業の休止等の届出)

第十五条 法第十六条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 四 (略)

(利用者の利便を阻害しないと認められる場合)

第十五条の二 法第十六条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

一 当該指定区間において他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を営むものと国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

(新設)

(事業の休止等の届出)

第十五条 法第十五条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 四 (略)

(利用者の利便を阻害しないと認められる場合)

第十五条の二 法第十五条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

一 当該指定区間において他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を経営するものと国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合

二 一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

(輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の二 法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十七条又は第十九条第二項の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)に係る事項

三 (略)

2 (略)

第十九条の二の二 一般旅客定期航路事業者は、その業務の実施に当たり、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 輸送の安全に関する基本的な方針

二 輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

三 安全管理規程

四 安全統括管理者に係る情報(氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く。)

五 運航管理者に係る情報(氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く。)

2 一般旅客定期航路事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、一般旅客定期航路事業者は、遅滞なく、その内容を所轄地方運輸局長に報告しなければならない

二 一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合

(輸送の安全にかかわる情報の公表)

第十九条の二 法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第十九条第二項の規定による命令に係る事項

三 (略)

2 (略)

第十九条の二の二 一般旅客定期航路事業者は、その業務の実施に当たり、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する基本的な事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する基本的な事項

(新設)

(新設)

(新設)

らない。

一 事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況
その他の事業の用に供する船舶に係る情報

二 事業の用に供する船舶の事故に係る情報

3

一般旅客定期航路事業者は、前二項に規定する事項のほか、法第十九条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項の規定による命令を受けたときは当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（準用規定）

第二十一条の五 第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする内航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号イ中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

（旅客名簿の写しの交付）

2

一般旅客定期航路事業者は、前項に掲げる事項のほか、法第十九条第二項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（準用規定）

第二十一条の五 第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条の三、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする内航貨物定期航路事業の安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出並びに輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号イ中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と読み替えるものとする。

第二十一条の十七の二 法第十九条の四第五項の規定による旅客名簿の写しの交付は、対外旅客定期航路事業の用に供する船舶の発航前までに行わなければならない。

(事業廃止の届出)

第二十一条の十八 法第十九条の四第六項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 四 (略)

(安全管理規程の内容)

第二十一条の十九 対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業(以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。)を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ (略)

ハ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に

(新設)

(事業廃止の届出)

第二十一条の十八 法第十九条の四第五項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一 四 (略)

(安全管理規程の内容)

第二十一条の十九 対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業(以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。)を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ (略)

ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

Ⅱ(4) (略)

(7) 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

Ⅱ(10) (略)

ハ・ホ (略)

ヘ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項(輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。)

チ (略)

四・五 (略)

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

Ⅱ(4) (略)

(新設)

(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

(新設)

Ⅱ(8) (略)

Ⅱ(9) (略)

ハ・ホ (略)

ヘ 教育及び研修に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ (略)

四・五 (略)

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第二十一条の二十一 法第十条の三第五項（法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一、四（略）

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

（準用規定）

第二十一条の二十三 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする外航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」と、同条第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

2（略）

第二十一条の二十一 法第十条の三第五項（法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一、四（略）

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二（略）

（準用規定）

第二十一条の二十三 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする外航貨物定期航路事業の輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

2（略）

(安全管理規程の内容)

第二十二条の二 人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ (略)

ハ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 事故、災害等の発生状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

Ⅱ (略)

(7) 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理

(安全管理規程の内容)

第二十二条の二 人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ (略)

ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3) 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

Ⅱ (略)

(4) (新設)

由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を
確認する方法に関する事項

(8) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法
に関する事項

(9) 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施
設を使用しない場合の対応に関する事項

(10) (略)

ハ ホ (略)

ヘ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させる
ための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安
全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する
事項を含む。）

チ (略)

四・五 (略)

（法第二十条の二第五項において準用する法第十五条ただし書の国土
交通省令で定める場合）

第二十三条の二 法第二十条の二第五項において準用する法第十五条た
だし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該船舶が平水区域のみを航行するとき。

二 当該船舶が本邦の各港間を航行し、かつ、平水区域を超えて沿海
区域のみを航行するとき（当該船舶の航行の安全を確保できるもの
として国土交通大臣が告示で定める場合に限る。）。

（準用規定）

第二十三条の三 第七条の三、第七条の四、第十九条の二、第十九条の
二の二及び第二十一条の四の規定は、人の運送をする内航不定期航路
事業について準用する。この場合において、第七条の三、第七条の四
及び第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主

(7) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

（新設）

(8) (略)

ハ ホ (略)

ヘ 教育及び研修に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ (略)

四・五 (略)

（新設）

（準用規定）

第二十三条の二 第七条の三、第七条の四、第十九条の二、第十九条の
二の二及び第二十一条の四の規定は、法第二十条の二第二項及び第三
項において準用する法第十条の三及び第十九条の六の二の規定による
人の運送をする内航不定期航路事業の安全管理規程の設定又は変更の

たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

2|| 第十二条（第一項第四号ロを除く。）の規定は、人の運送をする内航不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のものに限る。）を営む者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「ロ及びハ」とあるのは、「ハ」と読み替えるものとする。

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の四 法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一・二 （略）

三|| 当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

四|| （略）

2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

届出、安全統括管理者及び運輸管理者の選任等の届出、輸送の安全にかかわる情報の公表並びに運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、第七条の三及び第七条の四中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替えるものとする。

（新設）

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の三 法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一・二 （略）

（新設）

三|| （略）

2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第二十一条第五項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明

ロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。）

ハ 法第二十一条の五において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十一条の五において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

ニ 旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第五項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

四 法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業（第二十条の四の三第二項において「第二号旅客不定期航路事業」という。）にあつては、安全人材確保計画

（法第二十一条第四項第五号の国土交通省令で定める事項）

第二十三条の四の二 法第二十一条第四項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標

二 法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を受けようとする者（次条において「第二号許可更新申請者」という。）に係る安全人材確保計画にあつては、当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を含む。）の申請の際に提出した安全人材確保計画に係る次に掲げる事項

イ 安全人材の確保の目標の達成状況

ロ 安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組の状況

ハ 輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明

（新設）

ロ 法第二十三条において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十三条において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

ニ 旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（新設）

（新設）

況

二 輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況

(許可の更新)

第二十三条の四の三 第二号許可更新申請者は、第二十三条の四第一項各号に掲げる事項を記載した第二号許可更新申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

2 前項の第二号許可更新申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の第二号旅客不定期航路事業について第二号許可更新申請書を提出する場合には、第二号の書類は、そのうち一の第二号旅客不定期航路事業についての第二号許可更新申請書に添付すれば足りるものとする。

一 当該申請が法第二十一条の三第六項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明を記載した書類

二 第二号許可更新申請者が法第二十一条の三第六項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 安全人材確保計画

(事業の廃止の届出)

第二十三条の四の四 法第二十一条の四の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 三 (略)

(法第二十一条の五において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合)

第二十三条の四の五 法第二十一条の五において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

第二十三条の三の二 法第二十二条の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 三 (略)

(新設)

- 一 当該船舶が平水区域のみを航行するとき。
- 二 当該船舶が平水区域を超えて沿海区域のみを航行するとき（当該船舶の航行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が告示で定める場合に限る。）。

（準用規定）

第二十三条の五 第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十二条（第一項第四号ロを除く。）、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可、旅客不定期航路事業及び旅客不定期航路事業者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「ロ及びハ」とあるのは「ハ」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

（事業計画の変更の届出）

第二十三条の六 法第二十一条の五において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一 （略）

- 二 使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第二十一条第一項の許可を受けた際の事業計画（法第二十一条の五において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三・四 （略）

2 法第二十一条の五において準用する法第十一条第三項の規定により

（準用規定）

第二十三条の四 第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

（事業計画の変更の届出）

第二十三条の五 法第二十三条において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一 （略）

- 二 使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第二十一条第一項の許可を受けた際の事業計画（法第二十三条において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三・四 （略）

2 法第二十三条において準用する法第十一条第三項の規定により軽微

軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一〇四 (略)

(削る)

(安全管理規程の内容)

第二十三条の十一 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ (略)

ハ 経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運輸管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ 船舶の運輸の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2) 気象通報、旅客数その他の船舶の運輸の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一〇四 (略)

第二十三条の六 削除

(安全管理規程の内容)

第二十三条の十一 人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一 (略)

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ (略)

ハ 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ (略)

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 船舶の運輸の管理に関する次に掲げる事項

(1) 運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

③ 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

④⑤⑥ (略)

⑦ 従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

⑧ 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

⑨ 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

⑩・⑪ (略)

ハ ホ (略)

ヘ 従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）

チ (略)

四・五 (略)

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第二十三条の十三 法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一〇四 (略)

③ 気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

④⑤⑥ (略)

(新設)

⑦ 船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

(新設)

⑧・⑨ (略)

ハ ホ (略)

ヘ 教育及び研修に関する事項

ト 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ (略)

四・五 (略)

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第二十三条の十三 法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一〇四 (略)

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 （略）

（準用規定）

第二十三条の十三の二 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十條の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」と、同条第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第二十條の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

2|| 第十二条及び第二十一条の十七の二の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業（旅客船を就航させて行うものに限る。）について準用する。

3|| 第十二条の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業（旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。

（変更の報告）

第二十八条 一般旅客定期航路事業者、特定旅客定期航路事業の許可を受けた者又は旅客不定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく（第二号に掲げる場合（代表権を有しない役員に変更があつた場合に限る。））には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二 （略）

（準用規定）

第二十三条の十三の二 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第二十條の二第二項及び第三項において準用する法第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする外航不定期航路事業の輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

（新設）

（新設）

（変更の報告）

第二十八条 法第三条第一項の規定による許可を受けた一般旅客定期航路事業者、法第十九条の三第一項の規定による許可を受けた特定旅客定期航路事業者又は法第二十一条第一項の規定による許可を受けた旅客不定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく（第二号に掲

について毎年七月三十一日までに)、変更報告書(第三号様式による。)
を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一、三 (略)

- 2 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号(第三号及び第八号を除く。)(法第十九条の三第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。)
のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3 (略)

(先進船舶導入等計画の認定の申請)

- 第四十二条の九 法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

- 3 第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

(略)	(略)
船舶職員及び小型船舶操縦者法 第二十条第一項又は第二十三条	船舶職員及び小型船舶操縦者法 施行規則(昭和二十六年運輸省)

ける場合(代表権を有しない役員に変更があつた場合に限る。)(には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに)、変更報告書(第三号様式による。)(を当該許可に係る事業についての所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一、三 (略)

- 2 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号(第三号及び第八号を除く。)(法第十九条の三第二項及び法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)
のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

3 (略)

(先進船舶導入等計画の認定の申請)

- 第四十二条の九 法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

二 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

三 個人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ (略)

- 3 第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

(略)	(略)
船舶職員及び小型船舶操縦者法 第二十条第一項又は第二十三条	船舶職員及び小型船舶操縦者法 施行規則(昭和二十六年運輸省)

の三十六第一項の許可 令第九十一号）第十四号様式に よる特例許可申請書	(手数料) 第四十七条 法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。 2 (略) 3 法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第十二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。 4・5 (略) (職権の委任) 第四十八条 海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四條第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。 一～五 (略)
の三十二第一項の許可 令第九十一号）第十四号様式に よる特例許可申請書	(手数料) 第四十七条 法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。 2 (略) 3 法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。 4・5 (略) (職権の委任) 第四十八条 海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四條第一項各号に掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。 一～五 (略)

第一号様式（第2条、第19条の2の3、第20条、第22条、第23条の4、第42条の2関係）

使用船舶明細書

船名				
船舶の種類				
船舶の質				
進水年月				
船舶所有者				
総トン数				
貨物積載容積				
自動車航送に係る自動車積載面積				
旅客定員				
主機の種類				
連続最大出力				
航海速力				

(注) 1 子機船の船名は、括弧書きとすること。
2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第7号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、3、30から39まで、300から399まで、50Aから59Zまで、3A0から3Z9まで、3AAから3ZZまで、4、40から49まで、400から499まで、40Aから49Zまで、3AAから3ZZまで、4、40から49まで、4AAから4ZZまで、5、50から59まで、500から599まで、50Aから59Zまで、4A0から4Z9まで、5A0から5Z9まで、5AAから5ZZまで、6、60から69まで、600から699まで、60Aから69Zまで、6A0から6Z9まで、6AAから6ZZまで、7、70から79まで、700から799まで、70Aから79Zまで、7A0から7Z9まで及び7AAから7ZZまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで併載すること。

（船員法施行規則の一部改正）

第二条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げているもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	第十二条 削除
改正前	(旅客名簿) 第十二条 旅客名簿は、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載したものでなければならない。 一 氏名、年令（年令区分（少なくとも大人、子供及び幼児の区分が判別できるように記載されたものをいう。）をもつて足りる。）、性別及び住所（住民票に記載されている市区町村名をもつて足りる。）。 二 乗船の年月日及び港並びに下船の年月日及び港 三 海難その他非常の場合における介助等の支援助の要否 ② 前項の旅客名簿は、旅客に記載させる場合にあつては、その記載が簡易なものであり、かつ、同項各号に掲げる事項以外の記載事項がある場合にあつては、旅客の個人情報保護の保護に留意されたものでなければならない。 ③ 次に掲げる船舶にあつては、旅客名簿を備え置くことを要しない。 一 旅客船以外の船舶 二 沿海区域のみを航行する船舶 三 離島航路（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行する船舶 四 国内各港間を航海する船舶であつて、当該船舶に関し、次に掲げる措置が講じられているもの イ 当該船舶の運航管理の事務を行う事務所に第一項各号に掲げる事項を記載した書類が備え置かれていること。 ロ イの事務所と有効に交信できる通信設備が設置されていること。 ハイの事務所に、必要な場合に直ちに第一項各号に掲げる事項を

連絡するための当直体制がとられていること。

(積荷に関する書類)

第十三条 法第十八条第一項第四号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。

② (略)

(船員等の申告)

第七十四条 (略)

(国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶)

第七十八条の二の二 法第一百八条の四の国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶は、人の運送をする船舶運航事業(海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。)の用に供する総トン数二十トン未満の船舶(次条及び第七十八条の二の二の四において「旅客事業用小型船舶」という。)とする。

(船舶所有者による旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する教育訓練

第七十八条の二の三 船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員

(当該旅客事業用小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。)を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。

一 船長

1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務

(積荷に関する書類)

第十三条 法第十八条第一項第五号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。

② (略)

(船員の申告)

第七十四条 (略)

(新設)

(新設)

	二 甲板部の職員又は 部員
(以下この項において「第一号職務」という。)に従事するとき。 2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。 3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において初めて第一号職務に従事するとき。 4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。 5 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第一号職務に従事するとき。	1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務(以下この項において「第二号職務」という。)に従事するとき(当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。) 2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶

三 前二号に掲げる者以外の乗組員であつ	
1 その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務	所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該海域において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。 5 その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第二号職務に従事するとき。

て輸送の安全の確保
に関する業務を行う
者

(以下この項において「第三号職務」という。)に従事するとき(当該旅客事業用小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。)

2 その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき(当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。)

3 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において初めて第三号職務に従事するとき(当該海域において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。)

4 その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき。

5 その旅客事業用小型船舶の航行する海域(当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域)において最

後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第三号職務に従事するとき。

② 旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練は、次の表の上欄に掲げる乗組員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とする特定教育訓練であつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一 前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる者	1 船舶の航行する海域の特性に関する事項 2 輸送の安全の確保のための定めへの遵守に関する事項 3 発航前の検査に関する事項 4 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項 5 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
二 前項の表の上欄第三号に掲げる者	前号2及び5に掲げる事項

③ 船舶所有者は、その旅客事業用小型船舶において船長の職務に従事させようとする者（当該者が乗り組む旅客事業用小型船舶の航行する海域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第一種特定乗組員」という。）について特定

教育訓練を実施するときは、当該第一種特定乗組員が当該旅客事業用小型船舶の航行する海域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。

(記録の作成等)

第七十八条の二の二の四 船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

- 一 当該特定教育訓練の実施年月日
- 二 当該特定教育訓練を受けた者の氏名
- 三 当該特定教育訓練の内容（保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。）
- 四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

(特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員等に対する教育訓練)

第七十八条の二の二の五 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。）を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。

一 船長に相当する者	1 その特定小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第一号職務」という。）に従事するとき。 2 その特定小型船舶に係る特定小型船舶
------------	---

(新設)

(新設)

	二 甲板部の職員又は 部員に相当する者
船所有者の変更があつたときは、その 変更後当該特定小型船舶において初め て第一号職務に従事するとき。 3 その特定小型船舶の航行する水域（ 当該水域が二以上ある場合にあつては 、それぞれの水域）において初めて第 一号職務に従事するとき。 4 その特定小型船舶において最後に第 一号職務に従事した日から国土交通大 臣が告示で定める期間を経過した後、 当該特定小型船舶において初めて第一 号職務に従事するとき。 5 その特定小型船舶の航行する水域（ 当該水域が二以上ある場合にあつては 、それぞれの水域）において最後に第 一号職務に従事した日から国土交通大 臣が告示で定める期間を経過した後、 当該水域において初めて第一号職務に 従事するとき。	1 その特定小型船舶において初めて上 欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下 この項において「第二号職務」という 。）に従事するとき（当該特定小型船 舶において第一号職務に従事したこと がある場合を除く。）。 2 その特定小型船舶に係る特定小型船 舶所有者の変更があつたときは、その 変更後当該特定小型船舶において初め て第二号職務に従事するとき（当該変

三 前二号に掲げる者以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者	
1 その特定小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第三号職務」という。）に従事するとき（当該特定小型船舶において第一号職務又は第二号職務	更後に当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 3 その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該水域において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 4 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。 5 その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき。

に従事したことがある場合を除く。）。

2 その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき（当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。

3 その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第三号職務に従事するとき（当該水域において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。

4 その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき。

5 その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第

三号職務に従事するとき。

② 特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練は、次の表の上欄に掲げる乗組員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とする特定教育訓練であつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一 前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる者	1 船舶の航行する水域の特性に関する事項 2 輸送の安全の確保のための定め遵守に関する事項 3 発航前の検査に関する事項 4 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項 5 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用、の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
二 前項の表の上欄第三号に掲げる者	前号2及び5に掲げる事項

③ 特定小型船舶所有者は、その特定小型船舶において船長に相当する者の職務に従事させようとする者（当該者が乗り組む特定小型船舶の航行する水域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第二種特定乗組員」という。）について特定教育訓練を実施するときは、当該第二種特定乗組員が当該特定小型船舶の航行する水域の特性に関して十分な知識を有していることとその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。

(記録の作成等)

第七十八条の二の六 特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

- 一 特定教育訓練の実施年月日
- 二 特定教育訓練を受けた者の氏名
- 三 当該特定教育訓練の内容（保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。）
- 四 前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

(船内苦情処理手続)

第七十八条の二の三 法第百十八条の六第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

一 六 (略)

第七十八条の二の四 法第百十八条の六第一項の国土交通省令で定める事項は、労働に関する法律（法及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）を除く。）及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。

(権限の委任)

第七十八条の三の二 (略)

② (略)

③ 前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第六十四条の二第四項の規定による助言及び指導、法第九十九条各項の規定による就業規則の変更命令、法第百一条各項の規定による監督命令、法第百二条の規定によるあつせん、法第百五条の規定による船員労務官の任命、法第百十条第一項の規定による交通政策審議会等への諮

(新設)

(船内苦情処理手続)

第七十八条の二の三 法第百十八条の四第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

一 六 (略)

第七十八条の二の四 法第百十八条の四第一項の国土交通省令で定める事項は、労働に関する法律（法及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）を除く。）及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。

(権限の委任)

第七十八条の三の二 (略)

② (略)

③ 前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第六十四条の二第四項の規定による助言及び指導、法第九十九条各項の規定による就業規則の変更命令、法第百一条各項の規定による監督命令、法第百二条の規定によるあつせん、法第百五条の規定による船員労務官の任命、法第百十条第一項の規定による交通政策審議会等への諮

問、法第百十八条の五第二項から第四項までの規定による監督命令並びに法第百二十条の三各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

④・⑤ (略)

問並びに法第百二十条の三各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

④・⑤ (略)

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(登録海技免許講習事務の実施基準) 第三条の六 法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 登録海技免許講習事務を管理する者(以下「登録海技免許講習管理者」という。)が、次に掲げる要件に適合していること(登録海技免許講習実施機関が、学校教育法第一条の大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第二百二十四条の専修学校であつて船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するもの又は海上自衛隊第一術科学校、海上自衛隊第二術科学校、海上保安大学校、海上保安学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構若しくは独立行政法人海技教育機構(以下「学校等」という。)である場合を除く。) イ・ニ (略) 二 (略) 三 第一号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて登録海技免許講習実施機関が選任した者が、登録海技免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。 四 登録海技免許講習管理者及び講師(学校等の教員を除く。以下この号において同じ。)の知識及び能力の維持のため、当該登録海技免許講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。 五 (略) (履歴限定等の解除等) 第四条の二 前条第一項又は第二項の規定による履歴限定(以下この項及び次条において「履歴限定」という。)を受けた者であつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除(第四項及び第四百	(登録海技免許講習事務の実施基準) 第三条の六 法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる要件に適合する者(以下「登録海技免許講習管理者」という。)が、登録海技免許講習事務を管理すること(登録海技免許講習実施機関が、学校教育法第一条の大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第二百二十四条の専修学校であつて船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するもの又は海上自衛隊第一術科学校、海上自衛隊第二術科学校、海上保安大学校、海上保安学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構若しくは独立行政法人海技教育機構(以下「学校等」という。)である場合を除く。) イ・ニ (略) 二 (略) 三 第一号の要件を満たす者であつて登録海技免許講習実施機関が選任した者が、登録海技免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。 四 登録海技免許講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該登録海技免許講習管理者及び講師(学校等の教員を除く。)に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。 五 (略) (履歴限定等の解除等) 第四条の二 前条第一項又は第二項の規定による履歴限定を受けた者であつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除(以下「履歴限定の解除等」という。)を申請するものは、第三号様式によ

十三条第四項において「履歴限定の解除等」という。）を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2
2
4
(略)

（海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴）

第九条の三 法第七条の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九条の五第一項若しくは第九条の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。

一
(略)

二 海技士（機関）の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士（運航士（一号職務）を除く。）又は令第十三条第一項第一号の機関長

三
(略)

2 第二十八条及び第三十条の規定は、前項の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは、「第九条の三第一項に定める履歴」と読み替えるものとする。

（操縦免許の申請）

第六十六条 操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを經由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第四号に掲げる書類を提出することを要し

る海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2
2
4
(略)

（海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴）

第九条の三 法第七条の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九条の五第一項若しくは第九条の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。

一
(略)

二 海技士（機関）の資格の海技士 総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士（運航士（一号職務）を除く。）又は令十一条第一項に定める機関長

三
(略)

2 第二十八条及び第三十条の規定は、前項の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは「第九条の三第一項に定める履歴」と読み替えるものとする。

（操縦免許の申請）

第六十六条 操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを經由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第三号に掲げる書類を提出することを要し

ない。

一 (略)

二 特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了したことを証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

三 其の者の有する乗船履歴を証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

四・五 (略)

六 第六十九条第二号の限定（以下「特定漁船能力限定」という。）がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

(履歴限定)

第六十八條の二 法第二十三條の三第三項の規定による履歴限定（第七十條第一項及び第四項、第七十一條第一号並びに第四百四十四條第四項において「履歴限定」という。）は、一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許につき、当該特定操縦免許を受ける者の乗船履歴（総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）に乗り組んだ履歴に限る。）が一年に満たない場合において、当該者が小型船舶操縦者として乗船する事業用小型船舶の航行する区域を平水区域に限定することにより行う。

(準用)

第六十八條の三 第二十八條、第二十九條（第二号を除く。）、第三十條及び第三十二條の規定は、第六十六條第三号及び前條の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八條中「の船舶」とあるのは「の総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶」とあるのは「総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、第二十九條第三号中「主として船舶

ない。

一 (略)

二 小型旅客安全講習課程を修了したことを証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

(新設)

三・四 (略)

五 第六十九条第二号の規定による限定がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

(新設)

(新設)

の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）とあるのは「船長若しくは航海士の職務の履歴以外の履歴又は主として船舶の運航に従事しない職務の履歴」と読み替えるものとする。

（特定操縦免許講習事務の実施基準）

第六十八条の四 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の

四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 十五歳以上の者について講習を行うものであること。

二 特定操縦免許講習事務を管理する者（第四号及び次条において「特定操縦免許講習管理者」という。）が、次に掲げる要件に適合していること（登録特定操縦免許講習機関が学校等である場合を除く。）。

イ 二十五歳以上の者であること。

ロ 過去二年間に特定操縦免許講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ 特定操縦免許講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ 特定操縦免許講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

三 告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

四 特定操縦免許講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。以下この号において同じ。）の知識及び能力の維持のため、当該特定操縦免許講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

（新設）

- 五 第二号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて、登録特定操縦免許講習機関が選任した者が、特定操縦免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。
- 六 告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。
- 七 告示で定める安全対策が講じられていること。

(準用)

第六十八条の五 第三条の三(第一項第三号を除く。)から第三条の五まで及び第三条の七から第三条の十三までの規定は、法第二十三条の二十五の登録及びその更新、特定操縦免許講習、特定操縦免許講習事務、特定操縦免許講習事務規程並びに登録特定操縦免許講習機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条(法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第四条第二項の登録	法第二十三条の二十五の登録及びその更新
第三条の三第二項第三号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄	法第二十三条の二十六第一項の表の上欄
第三条の三第二項第四号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許	法第二十三条の二十六第一項の表の下欄

(新設)

	第三条の三第二項第六号	第三条の四	第三条の七	第三条の八	第三条の八第六号	第三条の九及び第三条の十三	第三条の十
講習の種類に応じ、それぞれ同表の下欄	法第十七条の二第二項各号	法第十七条の二第二項第五号	法第十七条の五	法第十七条の六第二項	登録海技免許講習管理者	法第十七条の七	法第十七条の八第二項第三号
	法第二十三条の二十六第二項各号	法第二十三条の二十六第三項第四号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第二項	特定操縦免許講習管理者	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第三号

第三條の十一	法第十七條の八第二項第四号	法第二十三條の二十八において準用する法第十七條の八第二項第四号
第三條の十二	法第十七條の十二	法第二十三條の二十八において準用する法第十七條の十二

(履歴限定、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除等)

第七十條 履歴限定を受けた者であつて、その履歴限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第六十六條第三号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第一号の限定(以下「設備等限定」という。)を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除(第四項及び第四百四十四條第四項において「設備等限定の解除等」という。)を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第七十五條に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

3 特定漁船能力限定を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第七十條の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

4 第四條の二第四項の規定は、履歴限定の解除、設備等限定の解除等及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは、「操縦免許証」と読み替えるものとする。

(設備等限定及び特定漁船能力限定の解除)

第七十條 前条第一号の規定による限定(以下「設備等限定」という。)を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除(以下「設備等限定の解除」という。)を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第七十五條に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第二号の規定による限定(以下「特定漁船能力限定」という。)を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除(変更)申請書に第七十條の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

3 第四條の二第四項の規定は、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

(小型船舶操縦士免許原簿の登録事項)

第七十一条 小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。

一 資格の別(技能限定、履歴限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。)

二 八 (略)

(準用)

第七十七条 第三条の三から第三条の十三までの規定は、法第二十三条の十一において準用する法第七条の二三項第三号の登録及びその更新、登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務、登録操縦免許証更新講習事務規程並びに登録操縦免許証更新講習を行う者(第八十条第一項第一号及び第二項において「登録操縦免許証更新講習実施機関」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第二項	法第十七条(法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。)	法第二十三条の三十三(法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	(略)
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十一第一項

(小型船舶操縦士免許原簿の登録事項)

第七十一条 小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。

一 資格の別(技能限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。)

二 八 (略)

(準用)

第七十七条 第三条の三から第三条の十三までの規定は、法第二十三条の十一において準用する法第七条の二三項第三号の登録、登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習事務、登録操縦免許証更新講習事務規程及び登録操縦免許証更新講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第二項	法第十七条(法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。)	法第二十三条の二十九(法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。)
(略)	(略)	(略)
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十六第一項

第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十第三項第五号	第二号及び第二項各号
第三条の六第一項	法第十七条の四	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の四	
(略)	(略)	(略)	
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の五	
第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の六第二項	
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の七	
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の八第二項第三号	

第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十六第三項第五号	第二号及び第二項各号
第三条の六第一項	法第十七条の四	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の四	
(略)	(略)	(略)	
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の五	
第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の六第二項	
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の七	
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の八第二項第三号	

第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十二

(操縦免許証用写真の添付)

第八十七条 第六十六条第一項、第七十条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項又は前条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定解除(変更)申請書、登録事項(操縦免許証)訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

(操縦免許証の返納)

第八十八条 (略)

2 小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一・二 (略)

三 第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第四項

第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の十二
第三条の十三	前条第二項	第七十七条において準用する第三条の十二第二項

(操縦免許証用写真の添付)

第八十七条 第六十六条第一項、第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項又は前条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定解除(変更)申請書、登録事項(操縦免許証)訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

(操縦免許証の返納)

第八十八条 (略)

2 小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一・二 (略)

三 第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第三項

において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五 (略)

3・4 (略)

(操縦免許証更新申請書等の提出)

第八十九条 第七十条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。

(登録小型船舶教習事務の実施基準)

第一百十五条 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(登録小型船舶教習事務規程の記載事項)

第一百十六条 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(準用)

第一百十八条 第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は、法第二十三条の十第一項の登録及びその更新、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習事務並びに登録小型船舶教習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下

において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五 (略)

3・4 (略)

(操縦免許証更新申請書等の提出)

第八十九条 第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してなければならない。

(登録小型船舶教習事務の実施基準)

第一百十五条 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(登録小型船舶教習事務規程の記載事項)

第一百十六条 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(準用)

第一百十八条 第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は法第二十三条の十第一項の登録、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習事務及び登録小型船舶教習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に

欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）	者の住所地	（略）	第三条の三第二項第六号	（略）	第三条の四	（略）	第三条の七	第三条の九
法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）	小型船舶教習所の所在地	（略）	法第二十三条の三十条第一項第二号及び第二項各号	法第十七条の二第二項各号	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十二	法第二十三条の三十二	法第二十三条の五	法第十七条の七
法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）	小型船舶教習所の所在地	（略）	法第二十三条の三十条第一項第二号及び第二項各号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の二第三項第五号	法第二十三条の三十二	法第二十三条の三十二	法第二十三条の五	法第二十三条の七

読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）	登録を受けようとする者の住所地	（略）	第三条の三第二項第六号	（略）	第三条の四	（略）	第三条の七	第三条の九
法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）	登録を受けようとする小型船舶教習所の所在地	（略）	法第二十三条の二十六第一項第二号及び第二項各号	法第十七条の二第二項各号	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の二十六	法第二十三条の二十八	法第二十三条の五	法第二十三条の七
法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）	登録を受けようとする小型船舶教習所の所在地	（略）	法第二十三条の二十六第一項第二号及び第二項各号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の二第三項第五号	法第二十三条の二十六	法第二十三条の二十八	法第二十三条の五	法第二十三条の七

第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十二
(略)	(略)	(略)

(令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域)

第二百二十五条 令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。

(令第十三条第二項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域)

第二百二十六条 令第十三条第二項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域は、A1水域及びA2水域とする。

第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十二
(略)	(略)	(略)

(令第十一条第一項の国土交通省令で定める区域)

第二百二十五条 令第十一条第一項の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。

(令第十一条第二項の国土交通省令で定める部分)

第二百二十六条 令第十一条第二項の国土交通省令で定める部分は、令第五条（第一項第一号から第三号までの規定を除く。）及び令別表第一配乗表の適用に関する通則3及び4イ並びに同表第四号の表のうち総トン数二十トンの船舶に適用される部分及び同表第五号の表(一)の表とする。

(乗船基準の特例)

第三百三十一条 法第二十三条の三十六第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の態様が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。

第三百三十二条 法第二十三条の三十六第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長（外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官）に提出しなければならない。

2 (略)

第三百三十三条 第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十六の事務を行った場合について準用する。

(自己操縦)

第三百三十四条 法第二十三条の四十第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一 三 (略)

第三百三十五条 法第二十三条の四十第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 六 (略)

(危険な操縦の方法)

第三百三十六条 法第二十三条の四十第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 二 (略)

(乗船基準の特例)

第三百三十一条 法第二十三条の三十二第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の態様が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。

第三百三十二条 法第二十三条の三十二第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長（外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官）に提出しなければならない。

2 (略)

第三百三十三条 第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十二の事務を行った場合について準用する。

(自己操縦)

第三百三十四条 法第二十三条の三十六第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一 三 (略)

第三百三十五条 法第二十三条の三十六第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 六 (略)

(危険な操縦の方法)

第三百三十六条 法第二十三条の三十六第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 二 (略)

(船外への転落に備えた措置)

第三百三十七条 法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

2 前項各号に掲げる場合(次項に規定する場合を除く。)に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあっては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるもの(持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。)のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。

一 四 (略)

3 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合(漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。)に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

一・二 (略)

4 (略)

(発航前の検査等)

第三百三十八条 法第二十三条の四十第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次に掲げる発航前の検査(当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。)を実施すること。

イ 八 (略)

(船外への転落に備えた措置)

第三百三十七条 法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

2 前項各号に掲げる場合(次項に規定する場合を除く。)に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあっては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるもの(持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。)のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。

一 四 (略)

3 第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合(漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。)に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

一・二 (略)

4 (略)

(発航前の検査等)

第三百三十八条 法第二十三条の三十六第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次に掲げる発航前の検査(当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。)を実施すること。

イ 八 (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整っているかについての検査

二 視覚、聴覚及びその時の状況に適した他の全ての手段により、常時適切な見張りを確保すること。

三 (略)

(再教育講習受講通知の基準)

第百三十九条 法第二十三条の四十一第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

(再教育講習の内容)

第百四十条 法第二十三条の四十一第一項の規定による再教育講習は、小型船舶操縦者が遵守すべき事項及び小型船舶の操縦に必要な知識その他の小型船舶の航行の安全に必要な事項の教育を行うものであつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとする。

(再教育講習を受けることができないやむを得ない理由)

第百四十一条 法第二十三条の四十一第二項の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。

一〜六 (略)

(操縦試験手数料等)

第百四十四条 (略)

2・3 (略)

4 履歴限定の解除、設備等限定の解除等又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、千五十円)とする。

ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整っているかについての検査

二 視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りを確保すること。

三 (略)

(再教育講習受講通知の基準)

第百三十九条 法第二十三条の三十七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二 (略)

(再教育講習の内容)

第百四十条 法第二十三条の三十七第一項の規定による再教育講習は、小型船舶操縦者が遵守すべき事項及び小型船舶の操縦に必要な知識その他の小型船舶の航行の安全に必要な事項の教育を行うものであつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとする。

(再教育講習を受けることができないやむを得ない理由)

第百四十一条 法第二十三条の三十七第二項の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。

一〜六 (略)

(操縦試験手数料等)

第百四十四条 (略)

2・3 (略)

4 操縦免許について付されている設備等限定又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円(情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して解除を申請する場合にあつては、千五十円)とする。

5・6 (略)

(国土交通大臣が行う場合の手数料)

第四百四十四条の二 法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の二十八において準用する法第十四、第四十四条の二十一、第九条の七の四において準用する法第十四、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、特定操縦免許講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

(略)	講習の種別		(略)	金額
	海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習		
(略)	特定操縦免許講習		(略)	四千四百円
(略)			(略)	六万一千六百円

5・6 (略)

(国土交通大臣が行う場合の手数料)

第四百四十四条の二 法第十七条の十四、法第十七条の三十において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十において準用する法第十四、第四十四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

(略)	講習の種別		(略)	金額
	海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習		
(略)			(略)	四千四百円
(略)			(略)	

(権限の委任)

第四百四十五条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に行わせる。

一〜四 (略)

五 法第二十三条の二十五の登録及びその更新

六 法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

七 登録特定操縦免許講習機関に係る権限のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出の受理

ハ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の九の規定による命令

ホ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十の規定による命令

ヘ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十一の規定による命令

ト 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十五の規定による公示

八 法第二十三条の十第一項の登録及びその更新（国及び独立行政法人以外の者が設置する教習所に係るものに限る。）

九 法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

十 登録小型船舶教習所に係る権限のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

(権限の委任)

第四百四十五条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に行わせる。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

五 法第二十三条の十第一項の規定による登録（国及び独立行政法人以外の者が設置する教習所に係るものに限る。）

六 法第二十三条の二十五の規定による申請の受理

七 登録小型船舶教習所に係る権限のうち次に掲げるもの

イ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六の規定

の規定による届出の受理

ハ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の九の規定による命令

ホ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十の規定による命令

ヘ 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十一の規定による命令

ト 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十五の規定による公示

十一 法第二十三条の三十六第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

十二 第二十二条第三項の規定による公示

十三 第二十八条（第四条の三、第九条の三第二項及び第六十八条の三において準用する場合を含む。）の規定による認定

十四（二十五）（略）
2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 法第二十三条の二十一第一項及び法第二十九条の二第一項の規定による権限

二 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十三の規定による権限

三 法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十三の規定による権限

四 法第二十四条の規定による処分及びその取消し

五 法第二十九条の三第一項から第四項までの規定による権限

別表第十一（第九十三条、第三百三十九条、第四百四十二条関係）

一 遵守事項違反点数表

による届出の受理

ハ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の九の規定による命令

ホ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十の規定による命令

ヘ 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十一の規定による命令

ト 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十五の規定による公示

八 法第二十三条の三十二第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

九 第二十二条第三項の規定による公示

十 第二十八条（第四条の三及び第九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定

十一（二十二）（略）
2 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一 法第二十四条の規定による処分及びその取消し

二 法第二十三条の二十一第一項及び法第二十九条の二第一項の規定による権限

三 法第二十九条の三第一項から第四項までの規定による権限

四 法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十三の規定による権限

別表第十一（第九十三条、第三百三十九条、第四百四十二条関係）

一 遵守事項違反点数表

(表略)
備考

1 (略)

2 この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。

一 「酒酔い操縦」とは、法第二十三条の四十第一項の規定に違反する行為をいう。

二 「自己操縦義務違反」とは、法第二十三条の四十第二項の規定に違反する行為をいう。

三 「危険操縦」とは、法第二十三条の四十第三項の規定に違反する行為をいう。

四 「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第三百三十八条第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

五 「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三条の四十第四項の規定に違反する行為をいう。

六 「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第三百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

二・三 (略)

(表略)
備考

1 (略)

2 この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。

一 「酒酔い操縦」とは、法第二十三条の三十六第一項の規定に違反する行為をいう。

二 「自己操縦義務違反」とは、法第二十三条の三十六第二項の規定に違反する行為をいう。

三 「危険操縦」とは、法第二十三条の三十六第三項の規定に違反する行為をいう。

四 「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三条の三十六第五項の規定に違反する行為のうち、第三百三十八条第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

五 「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三条の三十六第四項の規定に違反する行為をいう。

六 「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の三十六第五項の規定に違反する行為のうち、第三百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

二・三 (略)

第14号様式 (第64条、第133条関係)

特例許可申請書

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項 (第23条の36第1項) の規定による乗組み基準 (乗船基準) によらないことの許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

申請者氏名又は名称

現 住 所

国土交通大臣
地方運輸局長 (領事官) 殿
運輸監理部長

船 名	総トン数及び推進機関及び無線設備の出力	船舶、推進機 航 行 区 域 又 は 従業区域	船舶所有者の氏名 又は名称
申請事由			
指定を受けようとする船舶職員 (小型船舶操縦者) 及びその資格	船舶職員 (小型船舶操縦者)	海技士 (小型船舶操縦士) の資格	

(注)

- 1 「申請事由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。
- (1) 特殊の構造又は装置を有する場合には、その構造又は装置の概要を記載すること。この場合には、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の有する船舶検査證書の有効期間満了の日を付記すること。
- (2) 航海の態様が特殊である場合には、その航海の態様の概要を記載すること。この場合には、例えば、他船に随伴して航行する場合には、その母船の船種、船舶名、総トン数、航行区域又は従業区域、実際に航行しようとする区域及び期間等参考となる事項を付記すること。
- (3) 入渠し、又は修繕のため保留する場合には、その期間を付記すること。
- (4) 基地漁業の場合にあつては、根拠地の名称、操業の範囲及び期間その他操業の態様等を記載すること。
- (5) 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が締結した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされている場合にあっては、当該船舶を借り入れた期間、当該船舶に乗り組むこととされている者が受有する資格証明書を発給した国名及び資格証明書の種類を記載すること。
- 2 船舶職員 (小型船舶操縦者) の省略を申請しようときは、「船舶職員 (小型船舶操縦者)」欄に船舶職員名 (小型船舶操縦者) 及び省略の理由を記載すること。
- 3 令附則第2項の規定により旧乗組み基準により船舶職員 (小型船舶操縦者) を乗り組ませている漁船にあつては、「航行区域又は従業区域」欄に従業制限を付記すること。

第14号様式 (第64条、第133条関係)

特例許可申請書

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項 (第23条の32第1項) の規定による乗組み基準 (乗船基準) によらないことの許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

申請者氏名又は名称

現 住 所

国土交通大臣
地方運輸局長 (領事官) 殿
運輸監理部長

船 名	総トン数及び推進機関及び無線設備の出力	船舶、推進機 航 行 区 域 又 は 従業区域	船舶所有者の氏名 又は名称
申請事由			
指定を受けようとする船舶職員 (小型船舶操縦者) 及びその資格	船舶職員 (小型船舶操縦者)	海技士 (小型船舶操縦士) の資格	

(注)

- 1 「申請事由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。
- (1) 特殊の構造又は装置を有する場合には、その構造又は装置の概要を記載すること。この場合には、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の有する船舶検査證書の有効期間満了の日を付記すること。
- (2) 航海の態様が特殊である場合には、その航海の態様の概要を記載すること。この場合には、例えば、他船に随伴して航行する場合には、その母船の船種、船舶名、総トン数、航行区域又は従業区域、実際に航行しようとする区域及び期間等参考となる事項を付記すること。
- (3) 入渠し、又は修繕のため保留する場合には、その期間を付記すること。
- (4) 基地漁業の場合にあつては、根拠地の名称、操業の範囲及び期間その他操業の態様等を記載すること。
- (5) 日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が締結した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされている場合にあっては、当該船舶を借り入れた期間、当該船舶に乗り組むこととされている者が受有する資格証明書を発給した国名及び資格証明書の種類を記載すること。
- 2 船舶職員 (小型船舶操縦者) の省略を申請しようときは、「船舶職員 (小型船舶操縦者)」欄に船舶職員名 (小型船舶操縦者) 及び省略の理由を記載すること。
- 3 令附則第2項の規定により旧乗組み基準により船舶職員 (小型船舶操縦者) を乗り組ませている漁船にあつては、「航行区域又は従業区域」欄に従業制限を付記すること。

第18号様式 (第66条関係)

[illegible]

第18号様式 (第66条関係)

(日本産葉煙草輸入4号)

操縦免許申請書

35 (単位:mm)

の資格の操縦免許を関係書類を添えて申請します。

(写真の条件) 入りの顔撮影されたもの
2. 指紋の右指から左指まで4本の線
3. 白のものを
4. 顔正面、背面、肩背照

A5

① 性別	② 年齢	③ 国籍
当方または同居の家族に記入して下さい。	一歳 二歳 三歳 四歳 五歳 六歳 七歳 八歳 九歳 十歳 十一歳 十二歳 十三歳 十四歳 十五歳 十六歳 十七歳 十八歳 十九歳 二十歳 二十歳以上	日本 外国

④ 住所	⑤ 電話番号
〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

⑥ 職業	⑦ 免許の種類
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

(注) 機體で読み込みますので、枠からはみ出ないように明記して記入して下さい。

⑧ 機體の種類	⑨ 機體の型式
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

⑩ 機體の性能	⑪ 機體の重量
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

⑫ 機體の出産	⑬ 機體の出産
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

⑭ 機體の出産	⑮ 機體の出産
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

【注意】 1. 免許免許は執行書により発行して下さい。
2. 関係人は記入しないで下さい。
3. 関係人は記入する場合は関係の所を記入して下さい。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）

規 定	(略)	法第二十 七条の十 九	
		(略)	(略)
項 分	(略)	海上運送法第十六 条第一項又は第二 項の届出に係る部 分	海上運送法施行規 則第十五条各号に 掲げる事項
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五（第三十九条関係）

規 定	(略)	法第三十 五条第二 項	
		(略)	(略)
項 分	(略)	海上運送法第十六 条第一項又は第二 項の届出に係る部 分	海上運送法施行規 則第十五条各号に 掲げる事項
(略)	(略)	(略)	(略)

改正前

別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）

規 定	(略)	法第二十 七条の十 九	
		(略)	(略)
項 分	(略)	海上運送法第十五 条第一項又は第二 項の届出に係る部 分	海上運送法施行規 則第十五条各号に 掲げる事項
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第五（第三十九条関係）

規 定	(略)	法第三十 五条第二 項	
		(略)	(略)
項 分	(略)	海上運送法第十五 条第一項又は第二 項の届出に係る部 分	海上運送法施行規 則第十五条各号に 掲げる事項
(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
	(略)
	(略)

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第一（第三条及び第四条関係）				別表第一（第三条及び第四条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水先法（昭和二十四年法律第二百十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）	海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）	水先法（昭和二十四年法律第二百十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）	第十七条の八第一項及び第十七条の十二（これらの規定を第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十二
-----	-------------------------------------	------------------------------------

別表第二（第五条及び第六条関係）

(略)	水先法	(略)
(略)	海上運送法	(略)
(略)		第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
(略)		第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

(略)	(略)
-----	-----

(略)	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第一項及び第十七条の十二
-----	-------------------------------------	---

別表第二（第五条及び第六条関係）

(略)	水先法	(略)
(略)		(略)
(略)		第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
(略)		(略)

別表第四（第十条及び第十一条関係）

(略)	(略)
-----	-----

水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）	海上運送法	第十九条の四第五項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）	港湾法	第五十六条の二の十第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第五十一条において準用する土地画整理法第二十八条第六項	(略)	(略)
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）	船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）	港湾法	第五十六条の二の十第二項	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第五十一条において準用する土地画整理法第二十八条第六項	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第二項

[

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（認可の申請）

第二条 改正法附則第三条第五項の規定による認可を受けようとする者（第二号及び次項第二号において「認可申請者」という。）は、同条第五項の申請書に次に掲げる事項を記載して、これを当該小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路の起点の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において「所轄地方運輸局長」という。）に提出するものとする。

一 住所及び氏名（法人にあつてはその住所、名称及び代表者の氏名）

二 認可申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、その役員の氏名

三 当該小型船舶旅客不定期航路事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

2 前項の申請書には、改正法附則第三条第五項の安全人材確保計画のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一の所轄地方運輸局長に二以上の小型船舶旅客不定期航路事業について前項の申請書を提出するときは、第二号の書類は、そのうちの小型船舶旅客不定期航路

事業についての申請書に添付すれば足りるものとする。

一 当該申請が法第二十一条の三第六項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明を記載した書類

二 認可申請者が法第二十一条の三第六項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（海上運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 改正法附則第三条第六項の規定により第二号許可（改正法第二条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。次条において「新海上運送法」という。）第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下この条において同じ。）を受けたものとみなされた者が、初めて当該第二号許可の更新を申請する場合における第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則（次条において「新海上運送法施行規則」という。）第二十三条の四の二の規定の適用については、同条第二号中「当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可を含む。）」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第三条第五項の規定による認可」とする。

第四条 新海上運送法施行規則第七条の四第一項（第十九条の三第二項、第二十一条の五、第二十三条の三第一項及び第二十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十一条の二十一第一項及

び第二十三条の十三第一項の規定は、令和六年四月一日以後に行われる安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任について適用する。

2 この省令の施行の際現に存する次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度」とあるのは、「令和七年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

一 新海上運送法第六条に規定する一般旅客定期航路事業者 新海上運送法施行規則第十九条の二の二第二項

二 特定旅客定期航路事業（新海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）を営む者 新海上運送法施行規則第十九条の三第一項において準用する第十九条の二の二第二項

三 人の運送をする内航貨物定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第一項に規定する内航貨物定期航路事業をいう。）を営む者 新海上運送法施行規則第二十一条の五において準用する第十九条の二の二第二項

四 人の運送をする外航貨物定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第一項に規定する外航貨物定期航路事業をいう。）を営む者 新海上運送法施行規則第二十一条の二十三第一項において準用する第十九条の二の二第二項

五 人の運送をする内航不定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第三項に規定する内航不定期航路事業をいう。）を営む者 新海上運送法施行規則第二十三条の三第一項において準用する第十九条の二の二第二項

六 新海上運送法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者 新海上運送法施行規則第二十条の五において準用する第十九条の二の二第二項

七 人の運送をする外航不定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第三項に規定する外航不定期航路事業をいう。）を営む者 新海上運送法施行規則第二十三条の十三の二第一項において準用する第十九条の二の二第二項

（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 特定小型船舶所有者（改正法第四条の規定による改正後の船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶所有者をいう。以下この条において同じ。）が、特定小型船舶（同項に規定する特定小型船舶をいう。以下この条において同じ。）の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）のうちこの省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に特定小型船舶に相当する船舶（当該特定小型船舶と同一の船舶に限る。以下この項において「特定小型相当船舶」という。）において次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に相当する職務に従事したことのある者（以下この項において「特定乗組員等」という。）を、

同表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合における第二条の規定による改正後の船員法施行規則（以下この条において「新船員法施行規則」という。）第七十八条の二の二の五第一項の適用については、同表の中欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に該当しないものとみなす。

一 船長に相当する者		
特定乗組員等（施行日前に上欄第一号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第一号職務」という。）に相当する職務（以下この条において「第一号相当職務」という。）に従事したことのある者に限る。）が、その特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄1	特定乗組員等が、その特定小型船舶 新船員法施行規則第七十八条の

	二 甲板部の職員又は部員に相当する者
船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第一号職務に従事するとき（施行日前に当該水域において第一号相当職務に従事したことがある場合に限る。）。	特定乗組員等（施行日前に第一号相当職務又は上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第二号職務」という。）に相当する職務（以下この条において「第二号相当職務」という。）に従事したことがある者に限る。）が、その特定小型船舶において初
二の二の五第一項の表第一号下欄 3	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄 1

	三 前二号に掲げる者以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者
めて第二号職務に従事するとき。 特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第二号職務に従事するとき（施行日前に当該水域において第一号相当職務又は第二号相当職務に従事したことがある場合に限る。）。	特定乗組員等が、その特定小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第三号職務」という。）に従事するとき。
新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄3	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄1

	特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、それぞれの水域）において初めて第三号職務に従事するとき。	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄3
--	---	---------------------------------------

2

特定小型船舶所有者が、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）のうち施行日前に特定小型船舶に相当する船舶（当該特定小型船舶と同一の船舶に限る。）以下この項において「特定小型相当船舶」という。）において次の表の上欄に掲げるの乗組員の職務に相当する職務に従事したことのある者（以下この項において「特定乗組員等」という。）を、同表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合における新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の適用については、同表の中欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に該当するものとみなす。

一 前項の表の上欄第一号に	特定乗組員等が、その特定小型相	新船員法施行規則第七十八条の
----------------------	------------------------	-----------------------

掲げる者

当船舶において施行日前に最後に
第一号相当職務に従事した日、施
行日前に最後に第二号相当職務に
従事した日又は施行日前に最後に
第三号職務に相当する職務（以下
この項において「第三号相当職務
」という。）に従事した日のい
れか遅い日の翌日から施行日の前
日までの間に当該特定小型相当船
舶の所有者（船舶共有の場合は船
舶管理人、船舶貸借の場合は船舶
借入人。以下この項において同じ
。）の変更があつた場合において
、この省令の施行後初めて当該特
定小型船舶において第一号職務に
従事するとき。

二の二の五第一項の表第一号下
欄 2

特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄4
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄5

	二 前項の表の上欄第二号に掲げる者
において初めて第一号職務に従事するとき。	特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれか遅い日の翌日から施行日の前日までの間に当該特定小型相当船舶の所有者の変更があつた場合において、この省令の施行後初めて当該特定小型船舶において第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該特定小型船舶において第
	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄 2

一号職務に従事したことがある場合を除く。）。	特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。	特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、そ
	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄4	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄5

	三 前項の表の上欄第三号に掲げる者
れぞれの水域）において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき。	特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれか遅い日の翌日から施行日の
	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄2

前日までの間に当該特定小型相当船舶の所有者の変更があつた場合において、この省令の施行後初めて当該特定小型船舶において第三号職務に従事するとき（当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。	特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が
	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄4

告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき。	特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第三号職務に従事するとき。
	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄5

〔船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う準備行為〕

第六条 改正法第五条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「新船舶職員法」という。）第二十三条の二十五の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、第三条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新船舶職員法施行規則」という。）第六十八条の五において準用する新船舶職員法施行規則第三条の三第一項の申請書及び新船舶職員法施行規則第六十八条の五において準用する新船舶職員法施行規則第三条の三第二項各号に掲げる書類（次項において「申請書等」という。）を国土交通大臣に提出して、当該登録を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

2 前項の規定による国土交通大臣の申請書等の受理の権限は、新船舶職員法第二十三条の二十五の登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

（改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者についての準用）

第七条 新船舶職員法施行規則第六十六条（ただし書並びに第一号、第四号及び第六号を除く。）の規定は、改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者について準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第六十六条第二号中「特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うもの」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則

第四条第二項の移行講習」と、同号及び同条第三号中「書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）」「とあるのは「書類」と、同条第五号中「小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

2 新船舶職員法施行規則第二十八条、第二十九条（第二号を除く。）、第三十条及び第三十二条の規定は、前項において準用する新船舶職員法施行規則第六十六条第三号の乗船履歴について準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第二十八条中「の船舶」とあるのは「の総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶」とあるのは「総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、新船舶職員法施行規則第二十九条第三号中「主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）」とあるのは「船長若しくは航海士の職務の履歴以外の履歴又は主として船舶の運航に従事しない職務の履歴」と読み替えるものとする。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。